

まん延防止等重点措置に係る 雇用調整助成金の特例について

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示に伴い、まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、雇用調整助成金の助成率を最大10／10に引き上げる特例が適用になります。

助成率の引き上げについて

判定基礎期間の初日が令和3年4月30日以前の場合

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）	日額上限額
大企業	2／3 ⇒ 4／5	3／4 ⇒ 10／10	15,000円

※中小企業については、本特例にかかわらず、助成率4/5(解雇等がない場合は10/10)、日額上限額15,000円が適用されます。

判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）	日額上限額
大企業	2／3 ⇒ 4／5	3／4 ⇒ 10／10	13,500円 ⇒ 15,000円
中小企業	4／5	9／10 ⇒ 10／10	13,500円 ⇒ 15,000円

特例の対象となる区域及び期間

詳細は裏面をご参照ください。

対象となる休業等

特例の対象となる区域内で事業を行う飲食店等の事業主が、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力するなどの知事の要請等の対象となる当該区域内の施設について、要請等に協力し、その雇用する労働者の休業等を行った場合

※ 施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者に雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業等を行った場合も含みます。

ご留意事項

当該リーフレットは令和3年4月30日時点のものです。

特例の対象となる区域などの最新情報は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9：00～21：00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030430企02

特例の対象となる区域及び期間

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
宮城県	仙台市	令和3年4月5日～令和3年6月30日
大阪府	大阪市	令和3年4月5日～令和3年5月31日（※1）
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	令和3年4月5日～令和3年5月31日（※1）
	明石市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	令和3年4月22日～令和3年5月31日（※1）
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	令和3年4月12日～令和3年5月31日（※1）
京都府	京都市	令和3年4月12日～令和3年5月31日（※1）
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市	令和3年4月12日～令和3年6月30日
埼玉県	さいたま市、川口市	令和3年4月20日～令和3年6月30日
	川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、和光市、朝霞市、志木市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	令和3年4月28日～令和3年6月30日
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市	令和3年4月20日～令和3年6月30日
	千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	令和3年4月28日～令和3年6月30日
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市	令和3年4月20日～令和3年6月30日
	鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	令和3年4月28日～令和3年6月30日
愛知県	名古屋市	令和3年4月20日～令和3年6月30日
愛媛県	松山市	令和3年4月25日～令和3年6月30日

（※1）今後、関係省令の改正により、令和3年4月23日に発出された緊急事態宣言に係る特例が措置される予定です。都府県内全域において、緊急事態措置を実施すべき期間（令和3年4月25日～5月11日）に加え、5月12日～6月30日までの期間を1日でも含む判定基礎期間の全ての休業等（特例の対象となる労働者の休業等）に特例が適用されます。